

市第4号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3項の表第26条の2第1項の表の第1号オの項中「資本金等の額（法人税法）」を「資本金等の額が」に改める。

第41条第5項中「（昭和27年法律第229号）」の次に「第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法」を加え、「（農地法第68条第1項及び第2項本文の規定によって土地を使用する使用者を除く。）」を削り、同条第7項中「本項」を「この項」に、「同法同条同項」を「同条第1項」に、「同項第2号」を「同項第1号」に改める。

附則第12条第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第13条の3中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える。

附則第15条の4を削る。

附則第21条中「第32条の7」を「第33条」に改める。

(横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附則第6項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「第8条第19項及び第20項」を「第8条第17項及び第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中横浜市市税条例第41条第5項及び第7項の改正規定（同項中「本項」を「この項」に改める部分及び「同法同条同項」を「同条第1項」に改める部分を除く。）並びに次項の規定は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の横浜市市税条例第41条第5項の規定は、前項ただし書に定める日の属する年の翌年の1月1日（当該定める日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、横浜市市税条例等の一部を改正する必要があるので提案する。